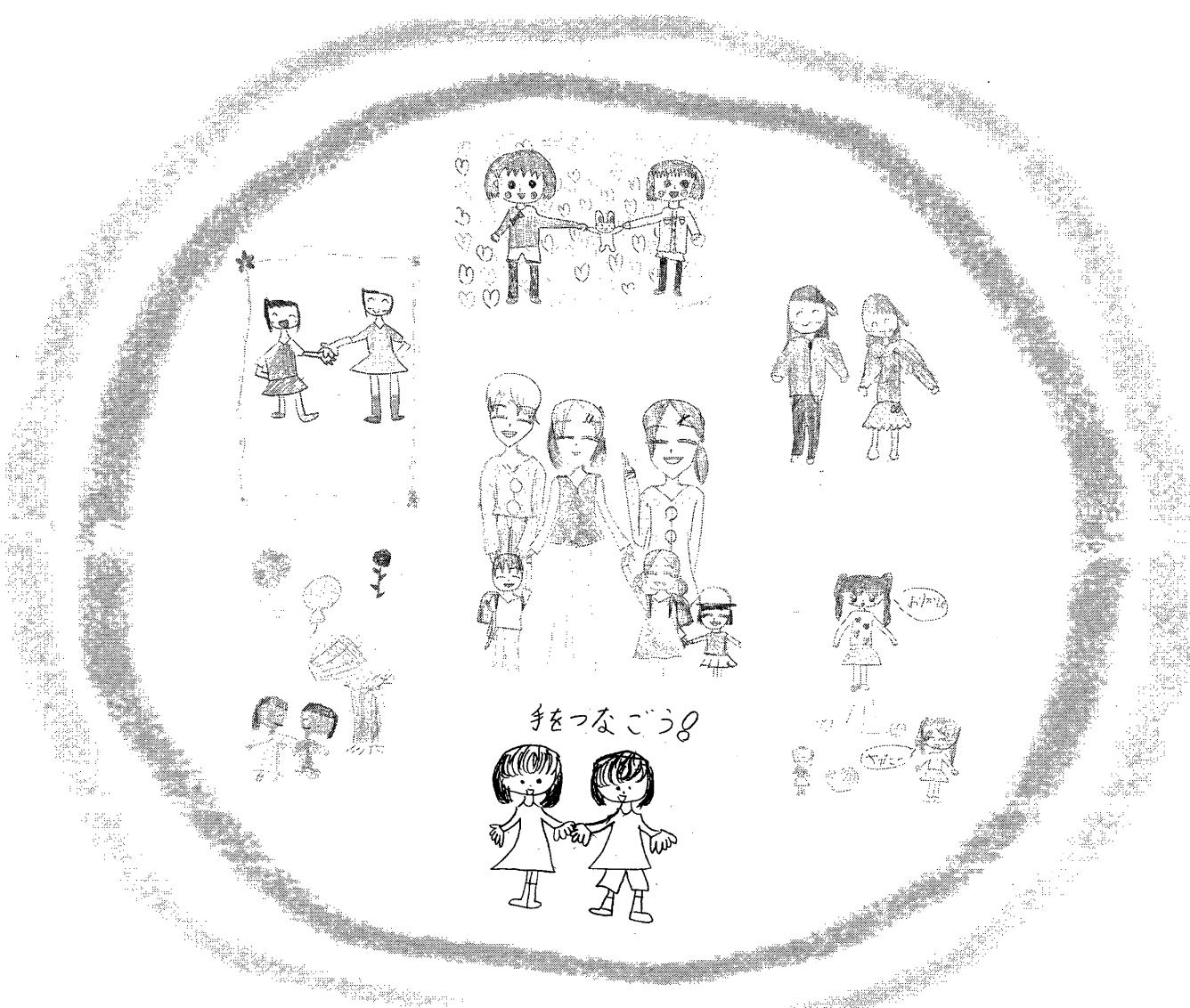


素案（抜粋版）

新！ひのこ子すぐるプラン

一日野市子ども・子育て支援事業計画



序 章

今、求められている
子育て支援とは

～今、求められている子育て支援とは～

1 止まらない人口減少と社会の変容

1) 急速な少子化の進行

- ・合計特殊出生率は昭和41年以降減り続け、平成2年の合計特殊出生率（1人の女性があ一生のうちに出産する子どもの数の近似値）は1.57まで低下しました。この数値は、人口動態統計史上最低の値として、人口減少社会の進行が明確になったことを示しています。この1.57ショックを契機とし、「少子化」が社会問題化したといえます。合計特殊出生率は、その後も下がり続け、平成17年には過去最低である1.26まで落ち込み、現在では微増傾向（平成24年：1.41）に転じているものの、なお低い水準にとどまっています。特に、東京都の合計特殊出生率は、平成24年で1.09と全国最低となっています。

2) 人口減少社会の到来

- ・少子化社会では、同時に高齢化率が急激に上昇していきます。日本は先進国の間でも過去に経験したことがないスピードで高齢化が進行しており、将来は4割弱が高齢者になると推測され、社会それ自体の成り立ちが懸念されています。
- ・平成24年の人口推計では、今後も年少人口、生産年齢人口を中心に減少が続き、さらに、高齢者人口も減少し始め、平成72年には8千6百万人台になると推測されています。
- ・こうした状況の中、高齢者も心身の健康を維持し、活躍する場を創出する社会づくりが求められています。

3) 女性の社会進出と子育て（ワーク・ライフ・バランス）

- ・少子化が止まらず、生産年齢人口の減少が予測される中、アベノミクス3本目の矢「成長戦略」として、「女性が輝く日本」と題して、女性の社会進出が重要課題の一つに挙げされました。
- ・女性の社会進出は、今の人口減少の進行が止まらない日本においては、日本の社会構造を維持するためにも必要なことと言えます。
- ・女性が安心して家庭と仕事を両立できる仕組み（ワーク・ライフ・バランス）を整えると同時に、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各自の役割を果たすとともに、相互に協力することが必要です。

2 子どもや親をとりまく環境の変化

2 子どもや親をとりまく環境の変化

1) 家族の形の変化

- ・晩婚化傾向が強まっていることが、少子傾向の一つの要因となっています。また、都市では、核家族が当然であるかのような状況が生まれています。以前は、兄弟姉妹が何人かいる家庭が一般的なものと考えられていましたが、現在は、兄弟姉妹がない一人っ子世帯が増え、一世帯あたりの子どもの人数が減少しています。
- ・女性の社会進出も加速し、共働き世帯も増加しています。一方で、親と子がふれあう時間が減っているという傾向も見られます。

2) 子どものあり様の変化

- ・前述のように都市化・核家族化、世帯あたりの子どもの人数が減っていることで、子ども同士が集団や異年齢で関わる機会や友達と自由に遊ぶことができる環境が減少しています。また、祖父母、親戚、近所の人等親以外の大人と関わる機会も減少しています。これらの現象と親子がふれあう時間が減っていることもあいまって、子どもが多様な経験をする機会が減少しています。
- ・ADHD（注意欠陥・多動性障害）等、早期に対応が必要な「気になる子ども」が増加しています。

3) 育児に不安を抱える親の増加

- ・都市化・核家族化が進む中で、地域社会の人間関係が希薄化しているといわれています。このため、子育ての悩みを打ち明けたり、相談する相手が身近に少なく、悩みを抱え込んで育児に不安を抱える親の孤立化傾向がみられます。また、児童虐待等の家庭の深刻な問題も増加してきています。

4) 多様化する社会と家庭の責任

- ・かつてのような画一的な社会ではなく、多様な価値観を認めあっていこうとする社会が到来しつつあります。このような社会では一人ひとりが自らの価値基準を身につけ、自己責任で選択をしていかなければなりません。例えば、以前は、「不登校は解消して、学校へもどすべき」と考えられていましたが、ニーズ調査結果等からも「不登校も一つの選択肢である」という声もあがっており、柔軟な対応が求められています。
- ・自己責任は、一人ひとりの判断力と、そのための情報収集が必要となるため、大変ではあります。一方で、いろいろな可能性が広がるチャンスもあります。そうしたチャンスを活かせるような、独自の道を切り開くたくましさをもち、柔軟で幅広い知見を有する「ひのっ子」を育てていければと考えます。

3 家庭の子育て力回復と地域の支え

1) 家庭での子育て力の回復

- ・共働きであるかないか等のさまざまな家庭形態がありますが、子どもは家庭ですくすく育つことが基本です。家庭の子育て力の低下が注目される現代では、子育てにおいて家庭の役割がいかに重要であるかを考えたとき、無限のやりがい・よろこびが発見できるような家庭環境を推進していく必要があります。一方で、子育てを家庭で行う時間を確保するためにも、長時間勤務のあり方、育児休暇制度の取得等、働き方の見直しも必要となります。また、女性だけに限らず、男性も子育てのよろこびとやりがいを共に体験できる機会を創出していく必要があります。

2) 地域で子育てを支える

- ・かつての大家族構成の中で、家庭を中心に行われていた子育てを、核家族化した現代の家族構成で同じように担うことは非常に困難です。このため、現在子育て中の人はもちろん、子育てを終えた人、いろいろな経験や技術を持った人等、地域内の豊富な人材を動員して、子育てをバックアップし、親を支えるための仕組みづくりも必要です。今こそ市民の力、地域の力、施設設備を活用して、子育て支援の要請に応えるしきけをする時です。
- ・一方で、障害のある子どもや不登校の子ども等、特別な支援を要する子どももいます。個々のニーズに応じた支援を充実させていくことも大切ですが、こうした子どもたちも社会の構成員の一人として、共に育っていくことも大切です。
- ・また、なんらかの理由で保護者が養育できない子どもへの対応も充実させていかなければなりません。とりわけ、近年増加している児童虐待については、日野市子ども条例を基本原則とし、子ども家庭支援センターが中心となって、学校、児童相談所、警察等と連携して保護者と子どもを支えています。



4 福祉と教育の役割と連携強化

4 福祉と教育の連携強化

1) 待機児解消と子育て支援

- ・待機児童が大変多い状況には、さまざまな子育て支援へのニーズが含まれています。これまで、「保育に欠ける状況」を補う支援、つまり働く親への支援が子育て支援の中心となっていましたが、今後は、すべての子どもの健やかな成長を見守り、子育ての励みとなる保育サービスが必要です。小学校就学前の施設としては、保育園と幼稚園の2つが多く利用されてきましたが、多様なニーズに対し対応できるよう、両方の良さを併せ持った施設・機能の確保、普及が求められます。また、待機児童の解消を目指して、少人数の子どもの保育の場など、身近な保育の場の確保していく必要があります。

2) 地域の子育て支援の充実

- ・職業の有無に関わらず、子育てについての悩みは共通です。急な用事や短期の就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて一時預かりを利用しやすくしたり、親の孤立化を防ぐため地域の身近なところでの子育て相談ができる場所を増やしたり、子どもの放課後の居場所を拡充するなど、地域の子育て支援の充実が求められています。

3) 一人一人の生きる力と自己肯定感を育む教育活動の推進

- ・今日の変化の激しい社会にあって、未来を担う子どもたちに必要となるのは、いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心等、豊かな人間性すなわち「生きる力」です。これからの中において、子どもたちが伸び伸びと自らの個性を發揮しながら、自然体験活動やその他の体験活動を通して「生きる力」を身につけることが求められています。
- ・ニーズ調査において、年々数値が上がってはいるものの、子どもたちの自己肯定感は低い傾向があります。今後も継続して、一人一人がかけがいのない個性である存在として認め、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境づくりが必要です。

4) 学校・家庭・地域社会と連携した教育の充実

- ・教育は単に学校だけで行われると思われがちですが、家庭や地域社会が、教育の場として十分な機能を発揮することなしに、子どもの健やかな成長はありません。子どもが豊かな人間性を育むには、親子のふれあい、友だとの遊び、地域の人々との交流等、さまざまな活動を学校・家庭・地域社会が連携して行い、なおかつ各々の教育がバランスよく行われることが必要です。今後、学校を中心として、家庭・地域の教育力の充実を図るとともに、相互の連携を推進していきます。

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

- これまで、政府は、少子化傾向に歯止めをかけるべく、エンゼルプラン、新エンゼルプラン、少子化対策プラスワン、さらには新新エンゼルプランと少子化傾向への対策を打ち出してきました。そして、平成15年に次世代育成支援対策推進法と児童福祉法改正法が成立しました。次世代育成支援対策推進法は、地方公共団体及び企業に対して10年間の集中的・計画的子育て支援計画の策定を義務づけられました。また、児童福祉法は、保育園の待機児童数が一定以上の場合は、保育計画を策定することを義務づけました。
- 少子化傾向に十分な歯止めがかからず、また待機児童がなくならないことなどから、平成24年8月に、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決することを目指して、子ども・子育て支援法が制定されました。子ども・子育て支援法は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、社会的な支援の必要性の高い子どもやその家庭を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象に、子どもの視点に立ち、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障していくとともに、親自身についても、その子育て経験を通じて親として成長していく「親育ち」の過程を支援していくものです。子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定を義務づけています。
- この「新！ひのっ子すくすくプラン（日野市子ども・子育て支援事業計画）」は、現行の「ひのっ子すくすくプラン」を継承し、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえられるようにするとともに、ひのっ子が日野の地域ですくすく育ち、成長した後に生まれ育った日野で子育てをしたくなる、希望が持てるようば「子育てしたいまち・しやすいまち日野」を実現するべく策定したプランです。



第1章 計画の策定にあたって

2 計画の位置づけ

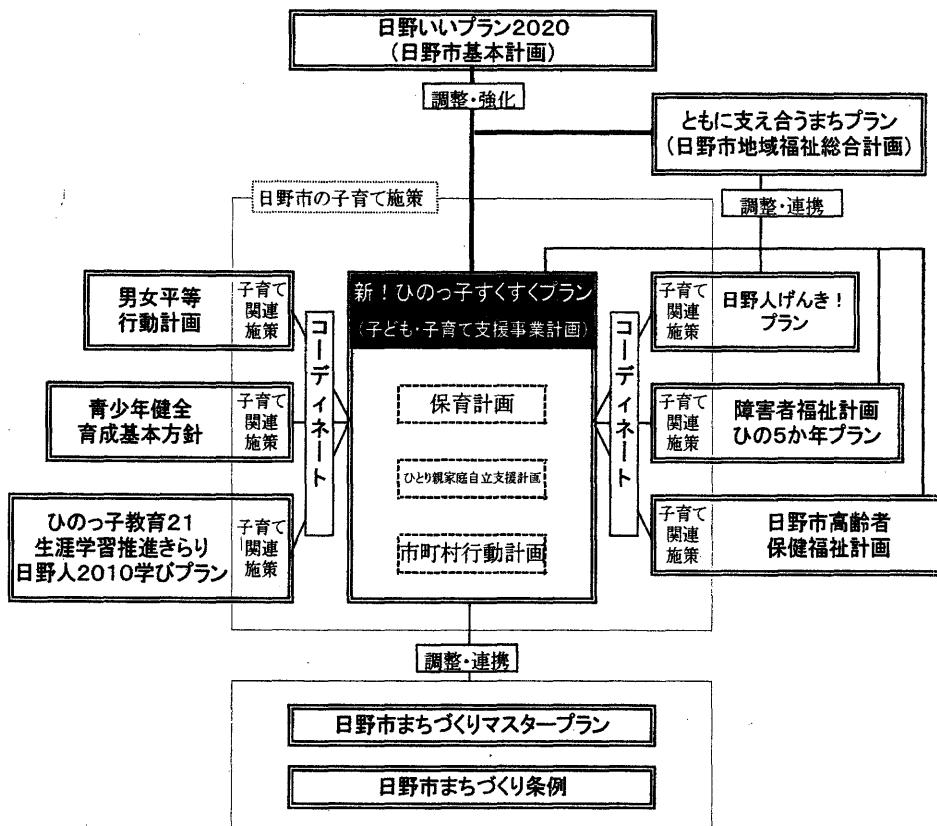
2 計画の位置づけ

本計画は以下に基づく計画として策定するものです。

- 1) 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 2) 児童福祉法第56条の8に規定される「市町村保育計画」
- 3) 母子及び寡婦福祉法第12条に規定される「ひとり親家庭自立支援計画」
- 4) 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」

なお、新！ひのっ子すくすくプランは、日野市の基本計画である日野いいプラン2020と連携・強化し、日野市の子育て施策の推進を図るもので

新！ひのっ子すくすくプランと各計画との関係図



3 計画の期間と対象

新！ひのっ子すぐすくプランの計画期間は、平成27年～31年の5年間とします。

ただし、国や東京都の動向、社会経済情勢の変化、これらを背景とする人口動態等を見極めながら、必要に応じた見直しを行っていきます。

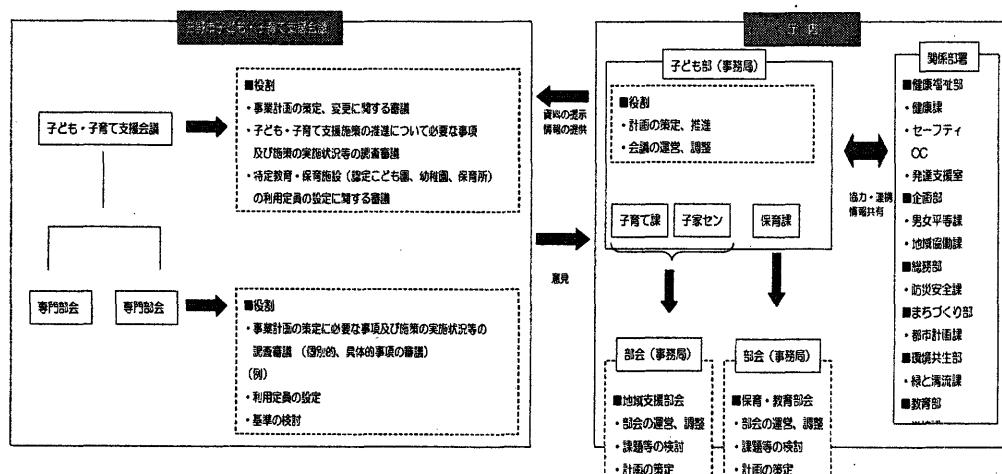
対象は0歳～18歳までとします。

4 計画の策定体制

計画の推進体制としては、子どもの保護者、地域において子どもの育成及び子育て支援活動に携わる者、民間企業の事業主の代表、民間企業の労働者の代表、子ども・子育て支援に関する事業者、学識経験者、関係行政機関の職員などで構成される「日野市子ども・子育て支援会議」において、市民と行政の協働により計画の推進を図ります。

子ども・子育て支援会議の役割として、計画の検証、評価を行います。

◆策定体制図



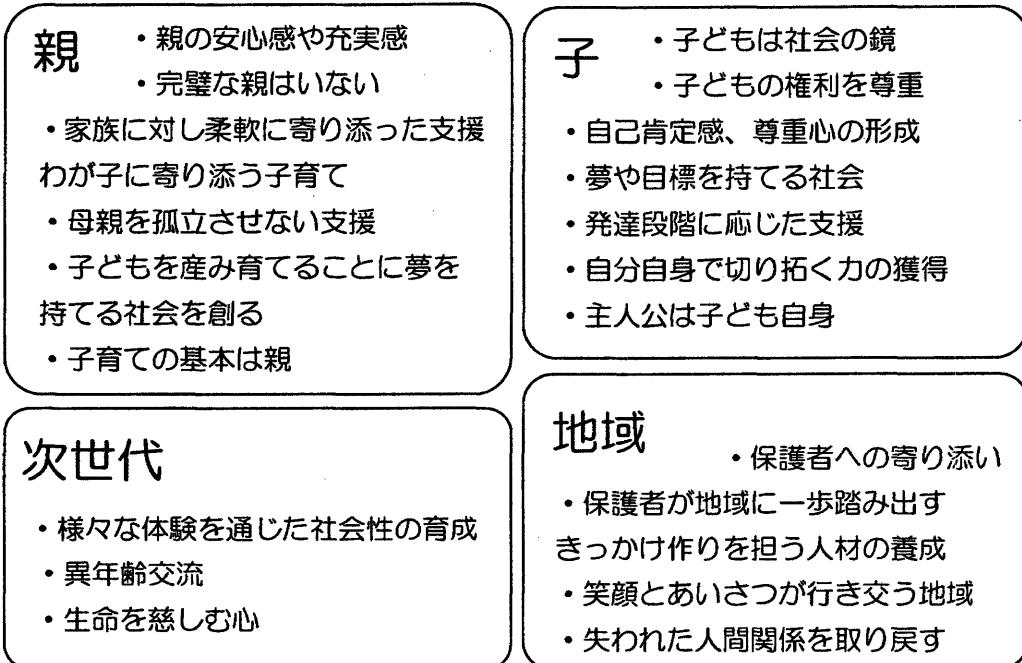
◆子ども・子育て支援法の基本理念（参考）

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

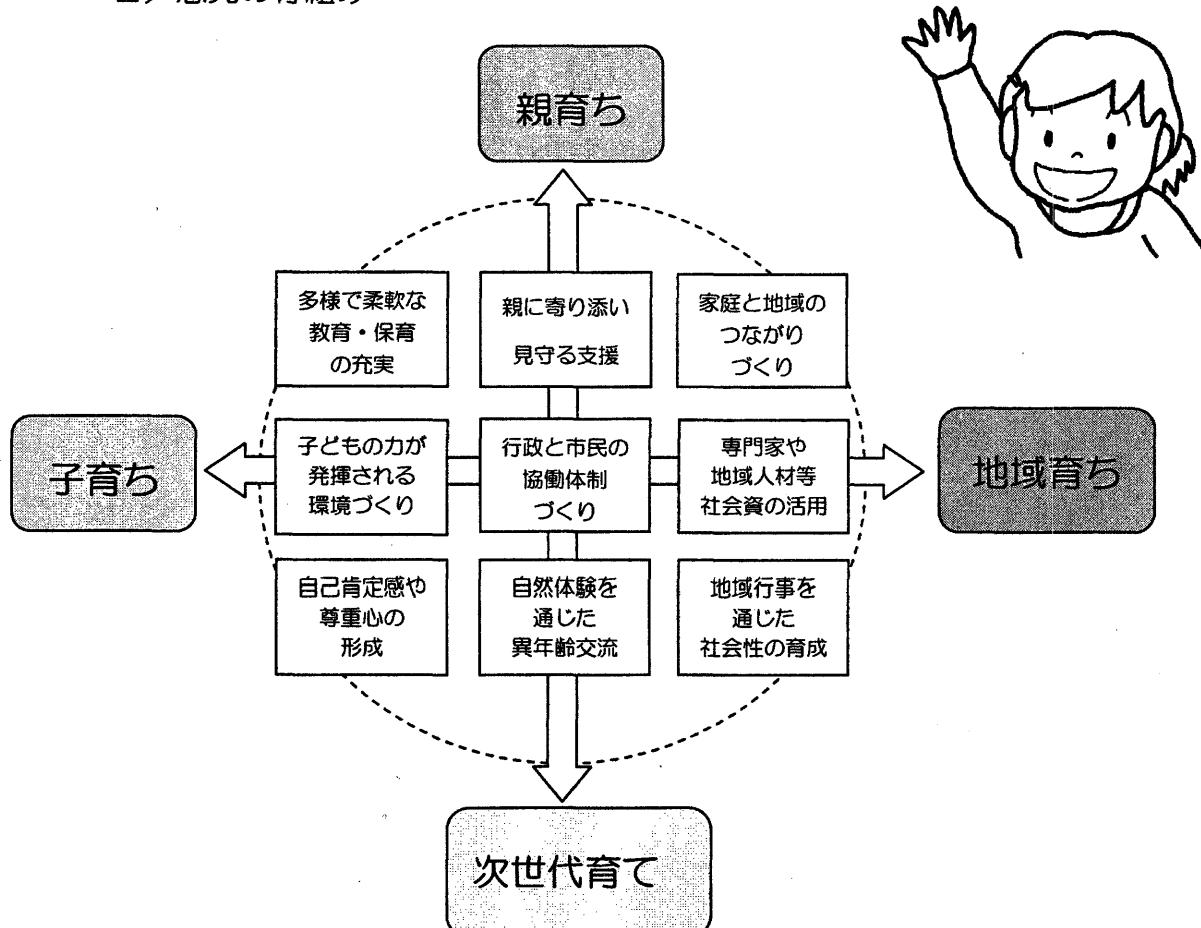
5 子ども・子育て支援会議委員意見

5 子ども・子育て支援会議委員意見

1) 委員からのキーワード



2) 意見の骨組み



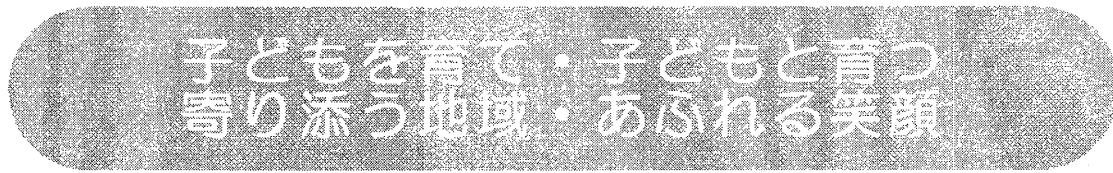
第3章

基本理念と基本目標

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

1 基本理念（るべき姿についての基本的考え方）



1) 親育ち

大家族から核家族に変化している現代では、親が子どもに向き合う機会が増える一方で、自分が頑張らないといけないというプレッシャーを抱える場合も少なからず存在している。子育ての第一義的責任は家庭にはあるが、様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していく環境を社会全体で支える仕組みが必要です。

2) 子育ち

乳児期に於けるしっかりとした愛着形成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における自立意識や他者理解等の社会性の発達については、各ステージにおいて適切に関わることが重要です。子ども達が自主性と意欲を育むための、自然体験などの遊び、学校を中心とした学び、食教育による体の育成などの様々な施策を通して、子ども一人ひとりが発達段階に応じた支援を受けられるよう環境を整えていくことが重要です。

3) 地域育て

地域には、経験を重ねた人材、専門家、子どもが大好きな人等、さまざまな資源があふれています。しかし、地域のつながりが希薄化している現状では、なかなか踏み込めず活用できない状況もあります。地域及び社会全体が子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができる地域を目指します。

4) 次世代育て

学童期から思春期にかけては、自己肯定感を持ち始め、自分のことも客観的にとらえられるようになるが、一方、発達の個人差も顕著です。また、インターネット等の普及により、人やもの、自然に直接触れる体験活動の機会が減少しています。そのような中、異年齢や多様な人との触れ合いや人権意識を学ぶ機会を設けることで、自他への思いやりの心を育みます。

第3章 基本理念と基本目標

2 基本目標

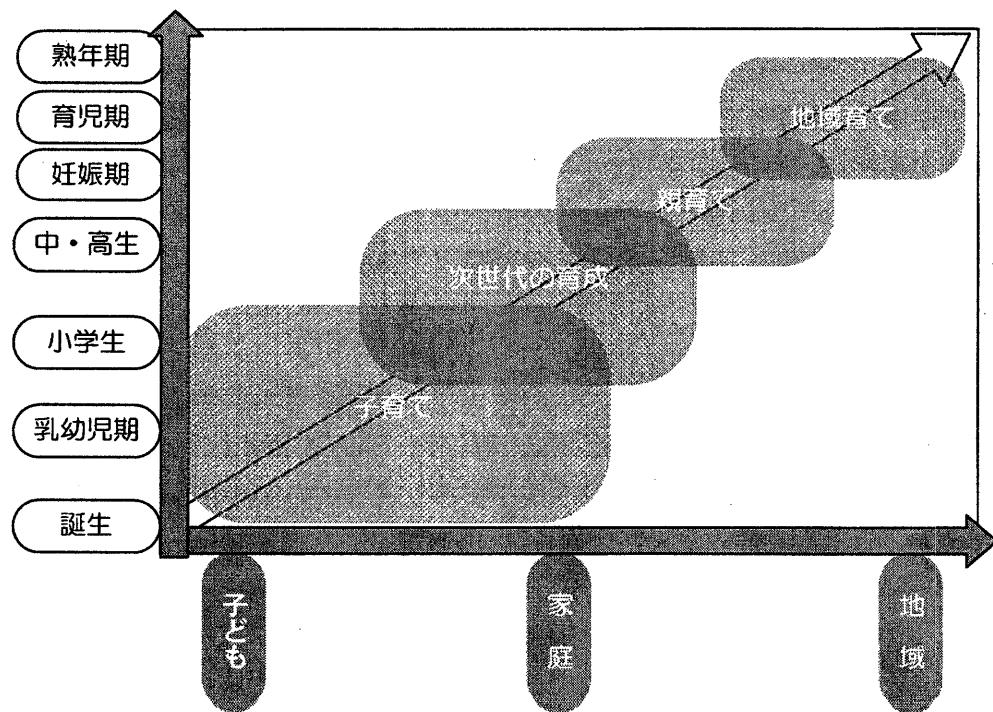
「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」をいう基本認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、前述の子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように支援をしていくことが必要です。

◆新！ひのっ子すくすくプラン概念図案

(縦軸：人の成長　横軸：社会的広がり)



2 基本目標

2 基本目標（将来像）

1) 子育ての豊かさと楽しさの発見

- ・親育ち

多様なニーズを受け止められる子育て支援
子育てを励ます人と場づくり
周産期における医療・保健・福祉の支援体制
ゆとりをもって子育てするための環境づくり
様々な背景や課題を抱えた家庭への支援

2) 一人ひとりが輝く主体的でたくましいひのっ子育て

- ・子育ち

健やかな成長を支える遊び・学びの場づくり
心と体の健やかな成長を支える

3) 共に生き、互いに育てあうまち

- ・地域づくり

地域で子育てを支える仕組みづくり
学校・家庭・地域社会との連携
安心して子育てができる安全なまちづくり

4) 命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育てる

- ・次世代育て

家族や地域の人とのふれあいを促進

第3章 基本理念と基本目標

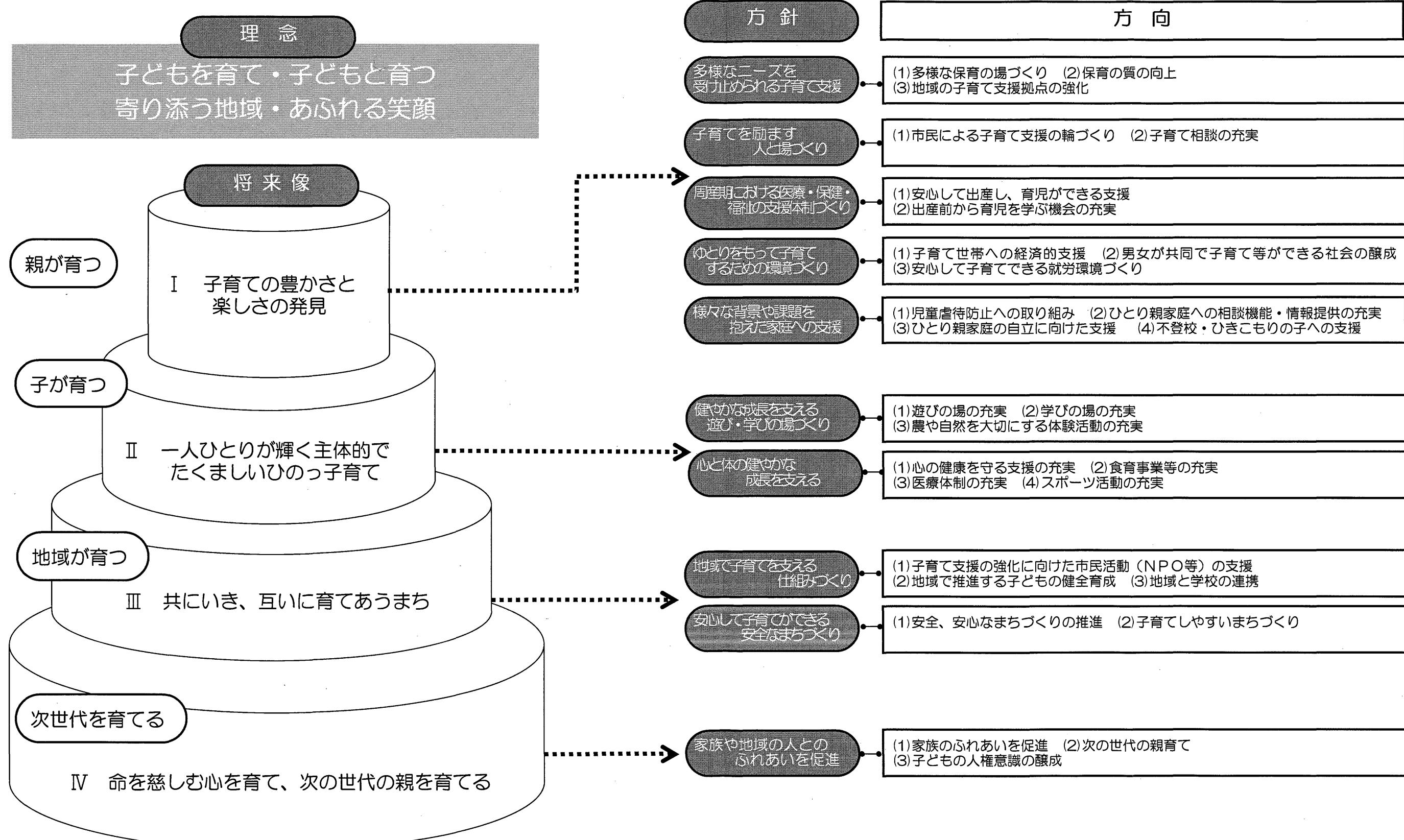
2 基本目標

第4章

施策の体系と
重点的な取り組み

1 新！ひのっ子すくすくプランの体系

1 新！ひのっ子すくすくプランの体系（理念・将来像・方針・施策）



第5章

個別施策の展開

I - 方針1) 多様なニーズを受け止められる子育て支援

I 子育ての豊かさと、楽しさの発見

方針1) 多様なニーズを受け止められる子育て支援

施策の方向（1）多様な保育の場づくり

事業

- ①平日昼間の保育サービス（保育5サービス）
- ②認定こども園
- ③小規模保育
- ④家庭的保育
- ⑤幼稚園
- ⑥学童クラブ
- ⑦市立幼稚園
- ⑧私立幼稚園
- ⑨延長保育
- ⑩病児・病後児保育
- ⑪ファミリー・サポート・センター事業
- ⑫トワイライトステイ
- ⑬ショートステイ
- ⑭一時保育
- ⑮休日保育
- ⑯夜間保育

施策の方向（2）保育の質の向上

事業

- ①第三者評価の実施
- ②保育園の機能の充実
- ③市立・民間保育園との交流
- ④保育士の研修等

施策の方向（3）地域の子育て支援拠点の強化

事業

- ①児童館
- ②子ども家庭支援センター
- ③地域子ども家庭支援センター
- ④子育てひろば
- ⑤駅前ミニ子育て応援施設「モグモグ」

I ー 方針2) 子育てを励ます人と場づくり

方針2) 子育てを励ます人と場づくり

● 施策の方向（1）市民による子育て支援の輪づくり

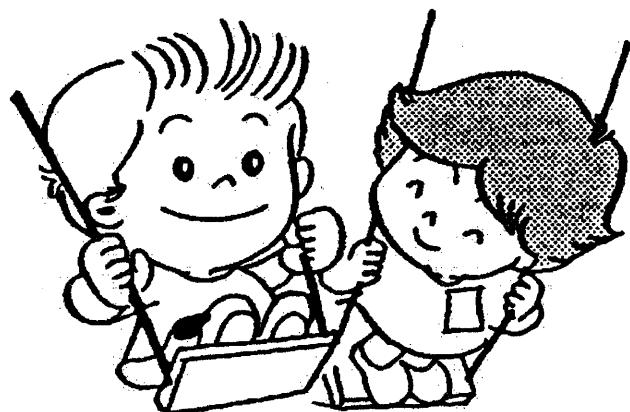
事業

- ①市民参加での居場所づくり
- ②子育てサークルへの支援
- ③子育てパートナー事業
- ④さんぽっぽひろば事業

施策の方向（2）子育て相談の充実

事業

- ①乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）
- ②乳幼児健康相談事業
- ③乳幼児歯科相談事業等
- ④育児支援家庭訪問事業
- ⑤利用者支援事業
- ⑥相談支援事業



第5章 個別施策の展開

I 一 方針3) 周産期における医療・保健・福祉の支援体制づくり

方針3) 周産期における医療・保健・福祉の支援体制づくり

施策の方向（1）安心して出産し、育児ができる支援

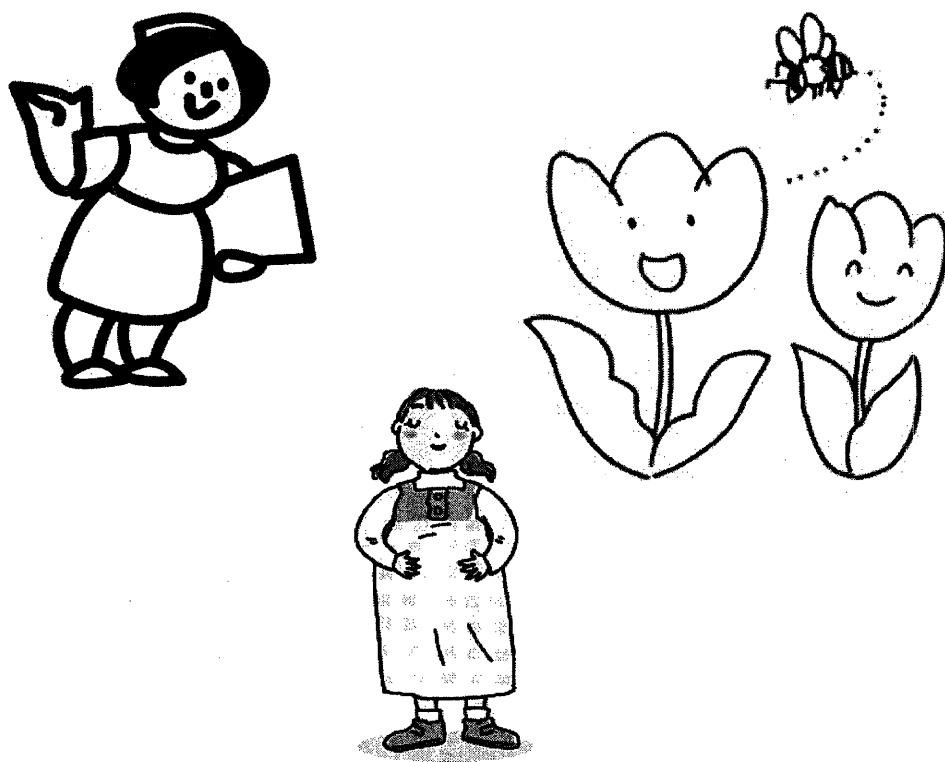
事業

- ①妊婦訪問指導
- ②妊婦健康診査
- ③乳幼児健康診査
- ④乳幼児発達・経過観察健康診査
- ⑤保育園での妊婦受け入れ
- ⑥周産期ネットワーク会議

施策の方向（2）出産前から育児を学ぶ機会の充実

事業

- ①ママパパクラス
- ②妊産婦とその家族への食育推進
- ③母子健康手帳の交付
- ④知つ得ハンドブックの発行



第5章 個別施策の展開

I - 方針4) ゆとりをもって子育てするための環境づくり

方針4) ゆとりをもって子育てするための環境づくり

施策の方向（1）子育て世帯への経済的支援

事業

- ①認証保育所等入所児童の保護者への補助
- ②私立幼稚園園児の保護者への補助
- ③子育て世帯への手当の支給
- ④子ども医療費の助成
- ⑤就学援助
- ⑥奨学金

施策の方向（2）男女が共同で子育て等ができる社会の醸成

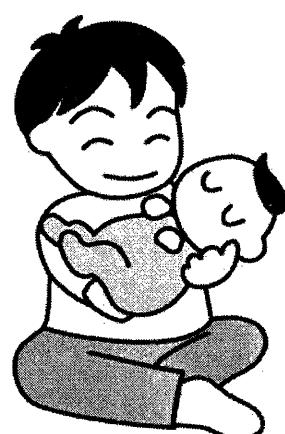
事業

- ①日野市男女平等行動計画の推進

施策の方向（3）安心して子育てできる就労環境づくり

事業

- ①特定事業主次世代育成支援行動計画
- ②事業所と協働での子育てに優しい職場づくり



I 一 方針5) 様々な背景や課題を抱えた家庭への支援

方針5) 様々な背景や課題を抱えた家庭への支援

施策の方向（1）児童虐待防止への取り組み

事業

- ①児童虐待への対応
- ②児童虐待防止の啓発
- ③日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会
- ④健康課・子ども家庭支援センター連携強化会議
- ⑤虐待防止マニュアルの活用
- ⑥養育家庭啓発活動

施策の方向（2）ひとり親家庭への相談機能・情報提供の充実

事業

- ①母子自立支援員の相談体制の充実
- ②情報提供の充実
- ③ひとり親支援セミナー・相談会
- ④母子自立支援プログラム策定事業

施策の方向（3）ひとり親家庭の自立に向けた支援

事業

- ①母子生活支援施設入所支援
- ②母子家庭支援給付金（教育訓練給付金、高等技能訓練促進費）
- ③ひとり親の市臨時職員への採用
- ④求職活動中の一時保育料の免除
- ⑤母子福祉資金の貸付
- ⑥離婚直後等のひとり親への住宅支援
- ⑦ひとり親世帯への経済支援（手当）
- ⑧ひとり親家庭医療費助成制度
- ⑨ひとり親家庭ホームヘルプサービス
- ⑩学習支援

施策の方向（4）不登校・ひきこもりの子への支援

事業

- ①不登校やひきこもりの子の居場所づくり
- ②不登校児童への個別相談
- ③不登校の子どもたちの教室「わかば学級」
- ④学校登校支援
- ⑤スクールソーシャルワーカー

方針2) 心と体の健やかな成長を支える

施策の方向（1）心の健康を守る支援の充実

事業

- ①子ども支援事業
- ②幼稚園巡回相談
- ③学童クラブ巡回相談
- ④特別支援教育
- ⑤スクールカウンセラー
- ⑥保育カウンセラー
- ⑦専門指導事業
- ⑧幼児グループ事業
- ⑨児童発達支援事業

施策の方向（2）食育事業等の充実

事業

- ①みんなですすめる食育条例・日野市食育推進計画
- ②乳幼児及びその家族への食育推進
- ③保育園における食育推進
- ④保育園における食育推進
- ⑤学校での食育推進事業
- ⑥児童館で食育事業の展開

施策の方向（3）医療体制の充実

事業

- ①救急医療体制
- ②二次救急診療体制の拡大

施策の方向（4）スポーツ活動の充実

事業

- ①市民の森ふれあいホール
- ②校庭の芝生化
- ③体育指導委員会
- ④地域スポーツ振興事業

III 共に生き、互いに育てあうまち

方針1) 地域で子育てを支える仕組みづくり

施策の方向（1）子育て支援の強化に向けた市民活動（NPO等）支援

事業

- ①市民活動（NPO等）支援
- ②ひの市民活動支援センター設置・運営

施策の方向（2）地域で推進する子どもの健全育成

事業

- ①子ども会等への支援
- ②地区青少年育成会の活動
- ③青少年委員の活動
- ④青少年問題協議会
- ⑤子ども・子育て支援会議

施策の方向（3）地域と学校の連携

事業

- ①コミュニティ・スクール運営事業
- ②ホームページでの学校情報提供
- ③学校地域支援本部

III 一 方針2) 安心して子育てができる安全なまちづくり

方針2) 安心して子育てができる安全なまちづくり

施策の方向性（1）安全、安心なまちづくりの推進

事業

- ①登下校の安全確保
- ②学校防犯カメラ
- ③スクールガードボランティア
- ④セーフティ教室
- ⑤不審者情報メール配信サービス
- ⑥あいさつ運動
- ⑦自主防犯組織育成支援事業
- ⑧市内安全パトロール
- ⑨「子どもを守るネットワーク」事業

施策の方向性（2）子育てしやすいまちづくり

事業

- ①住宅マスタープランの改定
- ②公園探検隊事業
- ③通学路の整備
- ④日野市交通バリアフリー基本構想
- ⑤まちづくりマスタープランの推進

IV 命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育てる

方針1) 家族や地域の人のふれあいを促進

施策の方向（1）家族のふれあいを促進

事業

- ①家族ふれ愛の日
- ②親子ふれあい事業
- ③家庭教育学級

施策の方向（2）次の世代の親育て

事業

- ①保育園での中高生の受け入れ
- ②ジュニアリーダー講習会

施策の方向（3）子どもの人権意識の醸成

事業

- ①道徳授業地区公開講座
- ②人権教育推進委員会
- ③障害児少年学級障害者青年・成人学級
- ④高齢者との交流
- ⑤子ども条例の推進
- ⑥みんなの遊友ランド